

静岡県土地利用基本計画の改定について

(知事戦略局総合計画課)

1 概要

平成 29 年 3 月の静岡県国土利用計画（第五次）の策定や「内陸のフロンティア」を拓く取組の進展などを踏まえ、本年度、土地利用基本計画の改定を行う。

* 国土利用計画法では、土地利用基本計画は国土利用計画（全国計画・県計画）を基本とするものと規定

2 策定スケジュール（案）

県国土利用計画審議会（8月計画素案、11月計画案、2月最終案）の審議を経て、平成 30 年 3 月までに策定・公表する予定。

時 期	内 容	備 考
8 月 7 日	第 1 回県国土利用計画審議会	素案の審議
9 月～10 月	市町への意見照会	
	国への意見照会	
	県民意見提出手続（パブリックコメント）	
11 月 21 日	第 2 回県国土利用計画審議会	計画案の審議
2 月上旬	第 3 回県国土利用計画審議会	最終案の審議
3 月	県議会常任委員会への報告	
	計画策定・公表	

<参考>

国土利用計画法（抜粋）

（土地利用基本計画）

第 9 条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第 38 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かななければならない。

14 第 10 項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。